



建築物の高さ

建築物の高さは地盤面から10メートル以下、軒高7メートル以下とする。
建築物の各部分の高さは、その部分から隣地境界線までの水平距離の1.25倍に7メートルを加えたもの以下とする。(2期・3期のみ適用)



建築物の色 デザイン・素材

外壁及び屋根の色については原色や華やかな色を避け、建物の美観を確保し周囲と調和する色を使用するものとします。

屋根の形状

屋根の構造については、降雪時に隣地及び道路に雪が落ちないようにし、景観についても配慮するものとします。

玄関の位置

2方道路に接する区画に建築する建物の玄関位置は、指定された接面道路に設置をするものとします。

地盤面の高さ

造成工事完了時の地盤高さを変更してはならないものとします。

雨水排水

雨水排水は各区画ごと前面側溝に放流し隣地へ流出しないよう配慮する。

